

平成 20 年 9 定 防災警察常任委員会

益田委員

それでは、今日は私は今の作山委員の話にもちょっとダブってまいりますが、若手の警察官の育成の問題と、それから交番の問題について、移転それから新設について、この二つのテーマで質問したいと思いますが、まず、私は6月の定例会で若手警察官による、私に言わせればいいお巡りさんじゃないのといった、そういった方の非違事案の発生、実際には警察官になって希望を持ち、またやる気を持って、警察官になったわけですので、そういうところに支障がないようにお願いしますよというような質問をいたしました。

一つは、僕がその時に申し上げたのは、職場での上司との人間関係その他で、仕事のこなし方で、いわゆるストレスが県民に向かってくることのないようにということを中心にしたんですが、もう一つは、今、作山委員からも話がありましたが、実はこの大量退職の問題ということにつながってきた時に、若手の育成が急務だと、特に皆さん方の職業というのは特殊な職業でございまして、まさにスキルアップをちゃんとしなければならないと思って伺いました。

その時の地域部長がこういう答弁をされました。再任用されるベテラン警察官を県内54警察署の地域企画係に配置して、若手警察官の指導教養に当たらせる、こういうふうにおっしゃいました。そんな時に、たまたま8月29日の神奈川新聞に、僕いつも報道を使って大変申し訳ないんですけども、そこに正にスキルアップのことが、皆さん方も報道をお目にしたと思いますが、出ておりました。いわゆる若手警察官の通信簿であります。こういうやつです。出ておりました。

私今これをずっと見ますと、確かに正にスキルアップでございまして、一つ思ったのは、通信簿って大丈夫かなど。合格できている人たちはいいけれども、悪い点を取った人はやる気がなくなってしまうのではないのというのを、これは僕みたいに通信簿が大嫌いだった人間の発想でございまして、そう思いました。

それで、これをずっと見ますと、警察学校を出て、各署の地域課に配置されている4年目までの若手警察官970人を指定して、そして独自に考案した、県警が、15項目に当たるスキルアップシートに基づいて5段階で評価する、こうここに書いてございました。

それで、一人前と認められるまで指導していく。これは非常に良いことだと思います。教わってスキルアップしてもらうことによって、私たち県民が、そういうベテランに近い能力を持っているお巡りさんが増えてくるということは県民にとって非常に良いことですから、大変大賛成なんですけど、ちょっとこのスキルアップの問題についてお伺いをしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、このスキルアップ委員会ということがここに出ておりますけれども、その委員会というのは、どんな構成で、どんな活動をしているのかちょっとお話しいただけますか。

地域総務課長

本年5月警察本部長通達で神奈川県警察地域警察官個人指導の実施要領についてということもありまして、今委員の御発言もありましたいわゆるスキルアップ教養制度がスタートしたところでございます。

この通達の中で、警察署ごとにスキルアップ委員会を設置してくださいというところでございます。何をということで、構成でございましてけれども、このスキルアップ委員会は、委員長には警察署長、そして委員には副署長以下各課の課長になるようお願いしているところであります。

警察署長以下の各部門で構成する委員会を設置した目的は、若手警察官の育成は幹部の重要な責務であるとともに、県警察に課せられた近々の課題であり、この問題に組織的に責任を持って実効性のあるものにしていこうということで、幹部以下の委員会を構成しているところです。

次に、どのような活動をしているのかという御質問であります。委員会は随時開催いたしまして、指導対象者の指定解除、さらに突っ込んだ指導担当者、指導担当補助者の選定と指定、それから教養課程の確認変更状況、指導の継続が必要な者には指導の継続の指定等、スキルアップ教養制度の実施に際して必要な会議等を随時開催しているところでございます。

益田委員

今、指導の指定解除という話がありましたが、それは分かりやすくいうと、もう大丈夫ですと、そういった意味でいえば卒業です、こういう意味ですか。

地域総務課長

大体指導を4箇月程度のワンステップから始めて1年以内ということで15項目でやっ
ていこうということで、指導担当者の意見を聞きながら、最終的にはスキルアップ委員会
で大丈夫だということで判断するようにしております。

益田委員

落第で解除ということのないようにお願いしたいと思いますけれども、では、スキルア
ップシートというのはどのような視点というか観点でおつくりになったのでしょうか。

地域総務課長

新聞に載っておりますけれども、本県独自で考案したスキルアップシートにつきまして
は、今回スキルアップ教養制度を立ち上げる中に、警察本部の教養を担当する部門等いろ
いろな角度からも意見を求めまして、地域部地域総務課の方で作成したところでございま
す。

このスキルアップ教養制度につきましては、従来の集合教養ではなく、警察学校の教養
を修了した若手警察官に対して、自分の不得手な部分を自己申告させ、そして、幹部が
個々面接を通じて個々の教養が必要である事項を個別的に把握した上で通常の日常の業務
について組織的にきめ細かな個人指導を行って、自信を持って一人で職務執行できる警察
官を早期に育てていこうという制度でございます。

今回導入したスキルアップシートについては、指導対象者、受ける方ですね、これは一
人一人に対して作成するもので、内容的には指導対象者と指導担当者等が指導の流れ、経
過等が管理できるような形のシートをつくったところでございます。

益田委員

では、新聞を見ますと、スキルアップの欠かせない技能は、職務質問とか容疑者逮捕と
か少年補導とか交通事故処理だとか15項目というふうになっております。これは全部聞
いてもしようがないんで、そういうことでやっていらっしゃる。そこで、これを5段階に
評価するんですよ、15項目をね、一人の人に対して。では、先ほどちょっとスキルア
ップ委員会というのは署長さん、副署長さん以下、それぞれ課長さんがやるということな
んですが、その指導役というのは評価をする方、これはこの方たちが評価するんですよ、
こういう解釈でいいんですか。署長さん、副署長さん、その他そのスキルアップ委員会
の人たちがやるんですよということなのか、それとも日常的に地域課というのがあるでしょ、

そこの中でそういうことをやっていって、あとはスキルアップ委員会に上げていくのか、そのシステムだけちょっと教えてください。

地域総務課長

5段階評価という言葉が出ておりますけれども、5段階評価というのはまず自分自身の能力を評価するものです。今委員御質問の評価は、地域課の幹部全員でやるのかという御質問でありますけれども、これは指導を担当した者、担当補助者等の一次的に意見を受けまして、先ほども申し上げましたけれども、それを組織によってスキルアップ委員会で最終的な評価をするということのシステムでございます。

益田委員

私は、指導される方はそれなりに緊張して、自分の不得意なものを申告させる。例えば、極めて短気だとかということ等を上司が補ってやるために教育をしていこうということは大変良いことだと思いますが、問題は指導役の警察官は本当に大丈夫なのか。指導する側、歳をとったからいいというものではないだろうというふうに思うわけでね、大変嫌なことを言うようですが。そこら辺の指導の方、今度は教える側の指導の方法、そこら辺の教養というのかな、このところはどういうふうに考え、どうなっているんですか。

地域総務課長

指導する側については、やっぱり責任を持った指導ができるように、やはり今までの経験、実務能力ということで、指導者にふさわしいということスキルアップ委員会の方で評価しまして、それで指導者を指定するというところでかなり厳選された指導者側の体制になっているところでございます。

益田委員

そうすると、再任用されるベテラン警察官というのは、そういう位置にいるんですよと、こういうふうに思ってよろしいのでしょうか。

地域総務課長

このスキルアップ教養制度は、日常の勤務を通じて、交番に配置されている若手警察官であればその一緒に内勤しているベテランの巡査部長、それから方面の係長等を通じてやるということですが、ベテランの再任用の方については、昨年導入しましたいわゆる伝承官、この方々にも指導の側面から補助していただきますということで、指導担当補助者という形をお願いしているところでございます。

益田委員

これはあんまり深く聞くべき内容ではないので、この程度で終わっていきますけれども、先ほどの署長さんが長になって、各署でやっていくとこういうこと。アイデアは県警本部が考え出して、いろいろなシステムもつくり上げてきたと、シートもつくってきたと。これが全部、僕これ読んだ瞬間にね、全部別につくったから本部ですべて掌握しなければいけないというのではなくて、本部よりもむしろ署に全部投げて、任せるぞという感じになっているんですけれども、本当にそういうことで本部が考えているそういう運用に適するようなことが、54もあるからね、大丈夫なのかどうかとちょっと心配したんですが、いわゆる本部と署との関係、この問題についてはどうですか。

地域総務課長

5月にスタートしたわけですが、この勤務制度は警察本部がやはり警察署の実態等も確認しなければいけないということで、このたびの秋の人事異動で、私らの地域部の方に監理官が1名配置になりましたので、本部はその監理官を中心として警察署との連携等の指導体制を強化したところでございます。

また、この5月にスタートした後に、8月に県下の警察署6署に対しまして、この教養制度の確実な定着化と実効ある制度の推進のためにスキルアップの推進のモデル警察署というのを設定したところでございます。

そういうところで、本部に配置になった監理官が警察署内の委員会に積極的に参加し、モデル警察署を全部集めた全体会議でいろいろな問題点等を把握するだとか、さらにモデル警察署の指導担当者の会議等を積極的に計画して、本部が介入していきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

そのほか、本部はいろいろそれぞれの部分で得意な部分もありますので、その辺りはそれぞれの所属部門の方で警察署の方に派遣するなり指導等を提供して効果的なスキルアップ教養制度が進むようにやっていきたいというふうに考えています。

益田委員

もう1回最後にね、このスキルアップ委員会で5段階評価が、四つ以上、何か全部オーケーになると一人前の警察官になったということだとここに書いてあったんだけど、ということは、その最終的に、だれがその一人前の警察官というふうに決めるの、署長さんが決めるわけでしょうか。

地域総務課長

先ほどから答弁しておりますけれども、まず指導する者、この者が指導される者の指導状況、これについては作成した報告書を確認したり、報告を受けたり、質問したり、実際にやらせてみたり等々をしまして、指導項目の知識習得がアップしているかどうかということを確認して、評価というのを一度確認します。それを指導担当ではなくて幹部、スキルアップ委員会の方に上げて、ちょっとここはもう少し力が足りないというのであれば次のステップに項目を継続させようというような形で、最終的にはスキルアップ委員会の方で最終判断をするということにしているところでございます。

益田委員

やっぱりこの問題ね、要望というか、私の思いなんですけれども、そういうことで皆さん方が、スキルアップした良い警察官をつくってほしいという、この熱意は本当に分かりますし、頑張ってもらいたいと思うんですけども、970人を指定して、それで今進んできている。今後も新しく警察学校を出てきた人もまたそういう対象にしてやっていくと。そのスキルアップ委員会を通過して見事に一人前の警察官だよというシステムをつくり上げるのが目的化しないようにしてほしいんです。

何を言いたいかというと、これを言うと皆さん方、おれたちの指導性をもっと信用してくれよと言うかもしれないけれども、皆さん方の組織って縦社会じゃない、ね、そうするところ妙なこの何というかな、上からのこの力みたいなものを感じて、それが横にはじけたりしなければ僕はいいなと思っているんで、スキルアップ委員会、おまえの署は何人にとってとかそういうことを目標にして、そしてそれが目的化しないことをお願いしておきますよ。

人には得手不得手もあるし、必ずしも4項目ではなくて3項目通ってそれが立派なら、それでまたいわゆる適材適所ということで警察官として頑張ってくれる人もいるでしょうし、これはこれで大成功することを祈りますけれども、皆さん方の指導性は信頼してい

ますから、組織の持っている体質というものを考えながらやってほしいと。何だよ、おまえいつも若手警察官のことしか言っていないのではないかと言われるかもしれませんが、実はそれが我々の県民の安全と安心を守る最前線ですので、よろしくお願いをしたいと思います。

次、交番の問題について御質問いたします。

先ほどの質問の中で、県内の交番の数 478 箇所というのを先ほどちょっと課長さんがそれを答えておりました。問題はこの交番の数、これがどんな推移になっているのか。今現在 478 箇所、分かりました。過去 10 年というのもあれだけども、ちょっと過去に振り返ってどのくらいの数で推移してきたのか説明してもらえますか。

地域総務課長

先ほど 478 箇所と申し上げました。過去 10 年の推移を申し上げますと、10 年前の平成 10 年は県下で 488 箇所でありました。その後は年々 1 箇所から 3 箇所増えまして、平成 15 年には過去 10 年で最高の数字になりますけれども、495 箇所となりました。その後、先ほど申し上げたように、交番機能の強化ということで、平成 15 年以降交番、駐在所の配置見直しを年々行いまして、現在は先ほど申し上げましたとおり 478 箇所という経緯になっているところでございます。

益田委員

それはそれで分かりました。全体の数は分かりました。

また、ちょっとややこしいことを聞きますが、交番というのは移転したりするの、交番の移転。また、もう一つは新しく交番を造る、今の話でどうやら交番が減っているという実態が分かって、若干びっくりしましたけれども、移転数と新設数、ちょっとこれ言ってください。

地域総務課長

先に、先ほどの答弁でちょっと付け加えなければならぬところがあるんですけども、減ったというか交番機能を見直して、以前警察署の中に署内交番というのがあったんです、それについては、受持ち管内の警察署の中というような形で、そこの交番勤務員は第一線の治安維持ということでありましたが、その署内を 7 箇所、平成 15 年当時だったと思うんですけども、見直しまして、現在その箇所すべてを廃止しました。

御質問の平成 10 年から 20 年までの 10 年間の交番の、まず移転数です。場所的なもので移転したというものは 35 箇所でございます。さらに、新設が 17 箇所でございます。

益田委員

では、今度は角度を変えて、今現在、交番を造ってほしい、今回も宮前の陳情も出ておりますが、交番を新しく造ってほしいという要望数、これはどのくらいあるんでしょうか。

地域総務課長

現時点で過去からのずっと交番、駐在所の新設要望ということで列記しているものは、県下の 45 警察署管内の 129 地区でございます。

益田委員

要するに、129 箇所増やしてほしいという要望があるということですよ。そこでうなずいてくれればいいですから。そういうことですよ。それで、ではこれ 129 箇所というのは一度に今ばっと来たわけではないんでしょう。何年ころから始まって、今現在 129 箇所

所になったんでしょう。

地域総務課長

警察本部で把握しているもので最も古いものについては、昭和46年でございます。

益田委員

分かりやすく言うと、昭和46年のところから始まって129件。昭和46年の分も現在までできていませんよと、こういうことですね。えらい実態です。要するに、交番、しかも先ほど署内交番というのは7箇所という話がありましたが、それはそれでいいとして、要は、要望はどんどん増えてきているということです。大体、県会議員として行くと、大体その問題というのは必ずぶつかっていますよ。であるにもかかわらず、昭和46年から、言葉は悪いけれども、垂れ流しになっている、つるされている。それで、逆に数が減ってきている。なんじゃこれは。なんで減っているんですか。

地域総務課長

先ほどもちょっと触れましたけれども、平成15年に警察庁の方から、おおむね3年程度をめどに空き交番解消を図るようにと通達があったところでございます。当県警察によりまして、治安情勢においた交番、駐在所の適正、合理的な配置ということを検討したところでございます。配置当時は適切であった交番が、社会情勢の変化により必ずしも地域の実態に即した配置とはいえなくなっている交番も認められましたことから、見直しをして、統廃合等を行ってきたところでございます。

また、先ほどですけれども、平成15年以降7箇所の署内交番をなくしたということでもございます。そういう反面、やはり治安維持の第一線である交番、駐在所、これもやっぱり勤務体制というんですか、勤務員の確保というような形を充実させなければいけないということで、県当局と連携をとりましてこの10年間で約400人の地域警察官の増員を図って体制強化を図ったところでございます。

益田委員

すみません、別にいじめているわけではないから。一番最後に僕のアイデアは言いますから。

実態を今伺っているわけで、非常に苦しいのは分かります。けれども、我々から見ると交番が減っている。400人という人数を、今のお話ですと増やしている、強化ということは増やしてきたということをおっしゃったかと思うんですが、であるにもかかわらず、減ってきている。一方では、交番を造ってくださいという要望が129箇所も保留になったままこたえていない。人数は増やしましたよ。しかしながら、こういう状況だということなんです。これはもう地域の住民からの要望でこの交番増設の要望があるんですが、警察としては、どんな説明をしてきたのか。

地域総務課長

交番の新設要望を出されている地域住民の方々への説明ですが、一般的には、警察署から交番の新設に対する基本的な考え方や設置の見通しなどについて、逐次警察署や警察本部等で連携をとってそのような説明をしてきたところでございます。

しかし、中には交番新設に必要性が薄いと判断されるものや、諸要件によってすぐには要望にこたえられないなど、正面から回答をすぐに行うことがためられるケースもありましたことから、すべて一つ一つ要望に対して対応できていなかった部分もあったことは事実であります。

益田委員

要は要望は受けた。しかし、129箇所、全然要望にこたえていない。要望にこたえようと一生懸命やって、やっていることは分かる。このこと、要するに造れるか造れないか、可否だよね可否、この返事や説明を、どうやら地域住民にあんまりしていないというのが僕の実感ですよ。していない。どういう理由で説明していないんですか。

地域総務課長

新設要望につきましては、一個人の方や町内会の方だとか市町村等を通じて寄せられていることをごさいます。先ほどもちょっと触れましたけれども、古いものは昭和46年ということをごさいます。

さらに、要望地区には何回か重ねて要望された地区もあるわけですがけれども、今回ちょっと過去の状況を調べましたところ、昭和59年以降はもう最後の要望でその後は全く動きがないというような地区もありました。

このような中、なぜというということもあるわけですがけれども、一個人、町内会、市町村等の皆さんの方から要望があった以上は、それをやっぱり尊重し重く受け止めなければいけないところもありまして、必要な可否について明解な回答を示していなかった場合もあることも事実をごさいます。

委員御指摘のように、今後については、交番の新設に対する考え方、新設の見通し等について説明してまいりたいと考えております。

益田委員

もうちょっと僕らの言葉で言うと、要望しているのを無下に断るには忍びない。そして、結果、昭和46年の分も残っちゃったよ。こういうことなんですね。僕言葉が悪かったら勘弁してほしいんですが、警察として職務を本当にちゃんとおやりになっているのかなと。よく分かりますよ、断るの忍びないんですよ。例えば、宮崎台の交番だってこれから陳情をどうするかと今回また審議するんだけれども、今の話だととてもじゃないけれども駄目なのよ。過去に僕の、長い間この委員会にいて、陳情を取り下げてもらった方がいいですよというふうに1回話したことがある。その理由は何か。取り下げてもらうときには理由を説明するからだよ。これは注文したところはもうはるかに昔はね、もう忘れちゃった、おれたちここ造ってくれて要望したかなって忘れちゃったかもしれないけれども、それはやっぱり、ちゃんとしないといけないと思いますよ。ただ、後でまた言うけれども、説明する方もそれは大変だよ。たまたまその説明係にぶつかった人はひどい目に遭うわけだよ、行ってさ、地域住民に。これはやっぱりいろいろなことをちょっと仕組みを変えなければ駄目だと僕思ってるの。今後は交番の要望なんていうのは減りませんよ。でも、造れない宣言なんかできないからね、警察は。

それで、僕がこういう交番が新設の要望があったところも含めて、新設の交番というのは、なかなかこれは造れないなど、ただ今各行政で交番に代わって地域の安全を守るいろいろな方法を考えなければならないという機運も感じて実際にあるわけだからね。そこで、そういう新しい交番を、交番に代わるものなのかな、そういうその手立てを説明して、交番は難しいけれども、それに代わるこんなアイデアがあるのよみたいなことで理解を得て、住民に対してその地域の、そこまでやらないと、このまま129箇所つるしっ放しにはいきませんよと私は思うんですが、この点いかがですか。

地域総務課長

県下に住民自らが防犯活動拠点としているところが21箇所ほどあるところをごさいます。

す。そういうところでは、隣接交番の勤務員あるいは本部の自動車警ら隊、警らパトカーを集中的に立ち寄せさせて、警戒を強め、治安確保に当たっているところがございます。

市町村の方々、地域住民の方々に対しては、民間の防犯活動の拠点に対しましても今後とも積極的に立ち寄せ、地域安全情報の提供や交換、駐留警戒、さらには合同パトロール等を実施するなどの連携活動を今後とも引き続き推進していきたいと思えます。

益田委員

ちょっと話の角度を変えて、交番の設置基準というのを話してくれますでしょうか。

地域総務課長

交番を新たに設置する設置基準につきましては、全国的に居住人口や管内の世帯数、面積等の画一的な基準はございません。交番を設置する際の基本的な考えといたしましては、犯罪や交通事故の発生状況、行政区、面積、人口等の地域の実態、さらには都市の形態、道路、鉄道の整備状況等を総合的に勘案しながら検討しているところでございます。

益田委員

面積や人口だけではないんだよ、いろいろなことを勘案しながらと言いつつも、実は面積とか人口が非常に大事だ、こういうことになるわけで、それで、よく言われることは、昼間人口と夜間人口が違うという問題。例えば、中区のような割と狭い地域に4箇所あるのかな、確か、四つくらい警察署があるはずですよ。それは、やっぱり一つは昼間人口ということもあるし、港とかということでもその署もあるわけですけども。一つはいわゆる夜間人口、昼間人口という考えと、もう一つは静的な人口、静というのは静かな動かない人口と、動的な人口、動的な人口というのは例えば駅前なんかそうでございますけれども、そういう人の流れなんかもこのそういう発想の中に今後入れて考えたらどうかかと、そして、新設がおぼつかないという話だけでも、その辺どうですか。

地域総務課長

委員御指摘のとおり、今後とも駅前等の人の流れが集中する地区におかれましては、よりきめ細やかな検証を行って検討してまいりたいと思えます。

益田委員

先ほどから言った宮崎台という、これはどうやら駅前の交番ということらしいんですが、ちょっとね、先ほど129箇所いろいろあるし、いわゆるあぶり出されていないところもあるんでしょうけれども、いわゆる駅前の交番の設置要望というのは今現在でどのくらい、駅前の、どんな感じなんでしょう。

地域総務課長

駅ができて駅前に交番を造ってもらいたいということで把握しているところは、現在県下20署の27地区でございます。そうしますと、全体の約2割を占めているということです。

益田委員

さて、もう一回ちょっと角度を変えますが、私自身もそうなんですが、実際に今のよう駅前に、人の流れが変わるとか、いろいろな要素で流れが変わってくる部分によって、駅前なんかには交番を移転してほしいというような話があります。

ところが、一方で今まで、移転ということは今までであるところA点からB点に移すわけ

ですから、A地点の人たちが非常に反対する。今までここにあったのを何でそっちに持って行っちゃうんだよ、こういう問題があるわけね。今まで、もしこういう場合に、だれが対応していたのかしら、その反対する人たちに対して。だれって具体的に人物じゃなくていいから、どこが対応していたのかしら。例えば、署だとか、本部だとか、その辺どうなの。

地域総務課長

連絡所に残すか残さないとか、それも含めて、第一的には本部と連携をとりながら、署の方をお願いしているところでございます。

益田委員

実は、この問題というのは警察だけでは難しいと思っているの。難しいというのは、えらい負担になる。というのは、警察官の方たちというのは異動しているということがかなりあるし、それから、その地域の実情を完ぺきに把握しているわけじゃないわけよ。そうすると、これは警察だけで頑張る仕事ではないなというふうに僕は基本的には思っている。自治体の仕事だろう。自治体の。そこに力を借りた方がいいんじゃないかなと。反対運動に対してまた移転していく場合に、そういうことが非常に僕は大事ではないかなというふうに思うわけ。これまたちょっと後でやるけれども。ですから、自治体の力をどううまく交番づくりにつなげるかということをやちょっと考えた方がいいな、ちょっと後でまた言います。

それでね、それとは別にちょっと戻りますが、交番の新設がなかなか難しいということで、地域住民のボランティアがパトロールの拠点なんかとして一生懸命やっている、そこを何とか交番という名を使ってやりたい、こういう話が実際に僕らのところに来るんだけど、いわゆる交番という名称の使用について、ある意味での一定の規制があるのかどうか、ちょっとその辺を教えてください。

地域総務課長

市町村等が設置する自主的な防犯活動拠点に対しまして、交番という名称を使用することに対しましては、一般の方々がそこに常時制服の警察官が配置になっているということで、交番と間違えてしまうことも懸念されるということで、使用は控えさせていただいているところでございます。

これについては、警察庁に対しても使用の是非について問い合わせたところ、やはり同様な理由で好ましくないのを止めてほしいというような回答をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、同じ繰り返しになりますけれども、今後とも防犯活動拠点に対しましては、私ども制服警察官等が積極的に立ち寄って地域住民の方と連携した治安維持に努めてまいりたいと思います。

益田委員

分かりやすく言えば、交番という名称は使わないでもらいたいのということだよ。それはちゃんと常時お巡りさんがいない、いるということを保証できないからと、こういう話ですよ。本当にそんなことで交番というのはいいのと、皆が欲しがっているんだから。交番という名前ぐらい使わせたいいいじゃないのと、ここにはいないんだよと、いないけれども交番なんだよというみたいな、何か名称を考えた方がいいって。皆様方は頭いい人一杯いるんだからさ。何とかボランティア、何とか何とかという名前じゃわけ分かんないのよ。日本人は、だって交番というのはね、世界の言葉になっているように、自治

体なんかは交番という言葉を使いたいわけよ。だから、そこら辺のところはちゃんと考えた方がいいんじゃないかなというふうに僕は思います。それだけ言っておきますよ、それだけ。本当に考えた方がいいって。そんなね、警察庁がそういう懸念があるから控えさせてもらいたいって、そんな時代じゃねえよと、現場は。現場は交番が欲しいんだから。その方がいいんじゃない、何か訳分かんないさ、名前使ってやるよりも、ということを提案しておきます。これは提案ですから。

それから、もう一つ、赤色灯、回るやつ。あれはやっぱり制限があるのでしょうか。

もっと言うと、例えばボランティアのその施設みたいのあるじゃない、今あるじゃない。そういうところに赤色灯は付けてもいいのかしらという、それを答えてください。

地域総務課長

民間の方が活動する防犯活動拠点に、赤色灯については現在のところ可能でございます。ただ、やはり交番と間違われることも懸念されますので、青色防犯灯を検討していただきたいと考えているところであります。

益田委員

あのね、懸念だけでね、拒否しない方がいいよ。それはだれが間違えるかといったらね、県民が間違えるんで、間違えたら何か文句あるかとか思わないね。用事があるから来るんだよね、そこに。だから、それはもうちょっと幅広く考えた方がいいと思いますよ。皆さん方は法律を守らせるのが仕事だから非常に頭が固くなっていらっしゃるようだけれども、そうじゃなくて、僕は赤色とかいいじゃない。青色だとね、あれ緊迫感ないですよ。本当に。黄色は工事で青色のが何とかで、訳分かんないって。赤色灯があることによって犯罪を防げるんだったら、これに越したことはないじゃないの。皆さん方に立った結論は出てくるはずですよ。もう一つ活動拠点にパトカーだけでもいいから置いてもらって活動したいという市町村があるんだ、実は。こういうことはどう。パトカーがいるということで、かなり地域の安全が守れそうだという発想なのよ、素人の、どうですか。

地域総務課長

市町村が設置した民間の防犯活動拠点に対して、私どもパトカーやパトカー勤務員が立ち寄り駐留警戒等を行うことについては可能でございます。現在も行っているところでございます。

益田委員

分かりました。

それでね、ここはちょっと問題なんだけれども、市町村が土地も建物の全部もつくりましますよ。そこを移転先の交番もしくは新設の交番として認めてもらいたい、こういう話があるんだよね。これは地財法に引っかかるんでしょう。ちょっとこれ説明してくれない。

施設課長

交番を移転または新設するに当たりましては、適正な対価を県が支払った上で、他の地方公共団体から土地や建物の提供を受けることは、地方財政法上の規定に抵触しないものと理解しております。地方財政法上の規定には触れませんということで理解しております。

益田委員

対価を支払った上でね。

施設課長

県が適正な対価を支払った上です。

益田委員

県が上部団体か何の団体かは別にして、県と市町村があると、一応これ上下とすると、地財法というのは上から下へのお金の流れは認めるけれども、下から上へは駄目よと、これが地財法の基本に流れているような気がするんだよ、僕が読んでみて、分かりやすく言うよ。ということは、県警というのは県だから、市町村が造ってくれて無償で渡すということは、要するにお金が下から上に上がるような形になるんだよね。これは駄目なんだ。こういうことよね。

施設課長

地方公共団体の間においては経費の負担区分を乱すような行為をしてはいけませんというふうになっております。

益田委員

それで、じゃあこういうことになっていくとね、県の財政からいっても、これは警察官を増やすという意味も含めて、それから交番を造るということも考えて、県の財政からいっても交番をつくるのはもうまるっきりアウトなの。市町村が造ってお渡ししますからやってくださいよと言っても、それは地財法でひっかかってアウト、こういうことですよ、今の話はね。

もう一つ聞いておくけれども、それを僕ちょっと若干勉強したんだけど、その負担の転嫁というこういう問題で駄目だということなんでしょう。転嫁してはいけない、他の自治体にね。ところが、どうやら個人、住民の自発的な寄付というものは、これに含まれていないんじゃないかというふうに聞いたんだけど、その辺はどう思います。分かりやすく言うと、住民が交番を造りましたよと、警察の皆さん使ってくださいよと、これは抵触しないはずなんです。分かんないやいいです。

施設課長

先ほども申しましたが、地方財政法上は地方自治体の間ということでございます。ですから、委員おっしゃるとおり、もし住民からの寄付等があれば、それはケース・バイ・ケースで考えた中でのお話になると思います。

益田委員

きっとやっていただければ分かりますが、負担の転嫁の解釈はそういうことですよ。自治体からじゃなきゃいいんだよ。ここで言っちゃあれだけでも、NPOだってさ問題ないんだよ。いろいろなこと考えた方がいいって。僕はね、地方自治法を変えるべきだと思っていますよ。それはこういうやつを。だけれども警察のことだけではないから、負担の転嫁という問題は。それはそれとしておいて、もう一つ僕申し上げておきたいのは市町村が造ったものを受け入れるわけにはいかないというのは分かった。しかしながら、先ほどから駅の話をしてきましたが、実はまちづくりなんだよね。で人の流れが変わっていくわけだ。このまちづくりというのはね、実は市町村がやっている仕事なんだ。警察は何も関与していない。だから、信号機をどこにする、何にするという程度のことはあったとしても、まちづくり全体には関与してないわけじゃない。それで、市町村は自分たちでまちづくりを考えていくわけでしょう。新しい駅舎ができた中で人がそこに流れていく。そういう中で、まちづくりは市町村がやっているわけでごさいます、私は何を言いたいかと

いうと、先ほどの移転の問題の反対も含め、もうちょっと行政に、逆にいわゆる基礎自治体に出てきてもらった方がいいのではないかと僕は思っているわけです。そうでないと、これは警察だけでは解決しませんね。警察にとって知らない間に人の流れが変わったり、人が集約されたり、過疎になったりしているわけだから。だから、そういうことをやっぱりちゃんと考えた方がいいということ。それが一つね。

それからもう一つは、交番を新設する要望。これは、個人が圧倒的に多いわけ。しかもそれが、僕なんかもそう思ったんだけど、署名集めて、自治会で出せばいいんじゃないの、それは何を意味しているかという、そういうことで警察に圧力をかけて交番つくろうぜ、こういうのがどこかに隠れている。そこには何となくできるという期待があるからそうなるわけよ。で僕は今言ったとおり、今後の新設だとか移設等を考えたときに、自治体にちゃんとかんでもらった方がいいよ。

そこで、僕は最後の提案ですが、今後の交番、今のもつるしっ放しのことはちゃんと説明してもらおうとしても、今後の新設交番については、もう一回自治体にかんでもらう。まちづくりその他をやっているところ、そこで一回受けて、そして署ともよく相談して移転をするとか新設する、新設ができるならばよ。こういうようなことも考えた方がいいんじゃない。仕組みづくりを市町村とやるという、このアイデアはどうかしら。

地域総務課長

これまで寄せられました交番の新設や移転要望につきましては、これまで市町村と全くやっていなかったということではございません。やはり署内の開発や道路、それから鉄道の整備状況等について、やはり意見交換が大切だということで、全くやっていなかったということではございません。

今委員御提案のとおり、やはり市町村がまちづくりの第一責任といたしますか、というように形で果たす役割は非常に大きなものがあるということで、今後とも我々の警察官の確保、それから建物の物的なもの、いろいろそれをクリア、検討しながら今後とも市町村とは連携を密にして、この交番新設、移転に対する対応を取り組んでいきたいと思っております。

益田委員

市町村と何も相談してこなかったと僕言ってないよ。市町村をもっと巻き込んでやった方がいいですよ。例えば交番移転に対する反対の処理にしても何にしても、地域の人たちの力、地域のことなんだから、そこに力を借りて、やっぱりもちもち屋だもん。だからそこでやってもらって、もうちょっとね、例えば交番新設の要望があったときには、一回市町村が最初に乗りに出して行って検討してから出してもらおうと助かると思う、そういう主導性は持てるでしょうよ。そうじゃなければ、ばらばら出てきて129箇所どころか、いいですよっていったら150箇所ぐらいは簡単よ。それをずっとやってられたら警察の怠慢じゃないかという、先ほどの僕の乱暴な言葉になるわけ。そういうことを踏まえてちゃんとやって、ちゃんとやってというのは、要するにいろいろな力をみんなで集約して地域の安全の拠点である交番の充実ということを考えた方がよろしいんじゃないかということ提案したかったんです。

是非そういうことでよろしくお願ひしたいと思っております。